

第二期 寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画の概要

■ 策定の目的等

1. 策定の目的

本市では、今後30年以内に発生が予測されている南海トラフ巨大地震に備え、「寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化の促進を図ってきたが、同計画の計画期間である平成27年度が満了したことに伴い、今般、「第二期寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画」を策定し、市域における建築物の耐震化の継続と更なる促進を図ることを目的とする。

2. 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法に基づき作成し、国の基本方針及び「住宅建築物耐震10ヵ年戦略プラン・大阪」に則し、市内の建築物の耐震化の促進に取り組む基本的な施策を定める。

3. 計画の期間

本計画は、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とする。

■ 第1章 耐震化の実施に関する現状と目標

1-1 地震による被害想定

南海トラフ巨大地震による本市における建築物の被害は全壊及び半壊が約7,500棟、死傷者数は約500～600人と想定されている。

1-2 耐震化の現状

■ 住宅の耐震化状況

	当初 (平成19年度)	現状 (平成27年度)	当初目標 (平成27年度)
住宅全体	総数 92,400戸 (100%)	総数 101,400戸 (100%)	総数 101,400戸 (100%)
	耐震性を満たす 65,300戸 (71%)	耐震性を満たす 79,900戸 (78.8%)	耐震性を満たす 91,300戸 (90%)
	耐震性が不十分 27,100戸 (29%)	耐震性が不十分 21,500戸 (21.2%)	耐震性が不十分 10,100戸 (10%)

■ 多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化状況

	当初 (平成19年度)	現状 (平成27年度)	当初目標 (平成27年度)
多数の者が利用する建築物（民間）	総数 695棟 (100%)	総数 685棟 (100%)	総数 685棟 (100%)
	耐震性を満たす 398棟 (57%)	耐震性を満たす 590棟 (86.1%)	耐震性を満たす 617棟 (90%)
	耐震性が不十分 297棟 (43%)	耐震性が不十分 95棟 (13.9%)	耐震性が不十分 68棟 (10%)

■ 市有建築物の耐震化状況

市有建築物全体の耐震化率は91%

1-3 耐震化の目標

- ①住宅の耐震化率：平成32年度までに95%、平成37年度に100%
- ②多数の者が利用する建築物の耐震化率：平成32年度までに95%、平成37年度に100%
- ③市有建築物：「（仮称）寝屋川市公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設のあり方を検討した上で、更なる安全確保を図るため、耐震化率100%を目指す。

■ 第2章 耐震化を推進するための施策に関する事項

施策の取組方針

－施策の基本的な考え方－

市民が安全な住宅に住み、安全な建築物を利用できるように、耐震改修をはじめ、建替え、除却、住替えなど、さまざまな施策を推進する。

－役割分担－

- 住宅・建築物の所有者等
 - ・防災意識の向上を図り、積極的に耐震化に取り組む。
- 本市
 - ・防災意識の向上と耐震化の支援施策を講じる。
- 建築関係団体
 - ・適切な住宅の供給などに取り組む。

具体的施策の展開

施策を促進する支援策

- 耐震診断・改修に要する費用の一部補助
- 「部分改修」や「耐震シェルター」の設置など、最低限「命を守る」改修等の促進

耐震改修しやすい環境整備

- 安心して耐震改修できるしくみづくり
 - ・住まいまちづくりマイスター制度の活用
 - ・「大阪府分譲マンション管理・建替サポートシステム」の活用
- 信頼できる経済的な耐震改修工法・手法の普及
 - ・住宅の工法に応じた計算法による耐震改修
 - ・信頼できる耐震改修工法の情報提供
- 耐震フォーラムの開催や個別相談会の実施

耐震改修促進法等による指導等

- 耐震改修促進法による指導等
 - ・対象建築物の区分による、指導・助言、指示、公表等
- 建築基準法による勧告又は命令等
 - ・上記の公表を行った建築物のうち、そのまま放置すれば保安上危険となる建築物についての勧告又は命令

地域特性に着目した施策の展開

- 戸建住宅地
 - ・街区単位での耐震診断の普及
 - ・リフォームに併せた耐震診断、改修促進の推進
- 老朽木造住宅密集地
 - ・建替、除却への誘導
- 集落地
 - ・伝統的な木造住宅の構造を生かした耐震改修の促進等

■ 第3章 啓発及び知識の普及に関する事項

- 相談体制の整備・情報提供の充実
- パンフレット等の活用、講習会の開催
- リフォームに併せた耐震改修の誘導
- 市民の防災意識の向上
- 地元組織との連携

■ 第5章 推進体制の整備

- 庁内連携の充実
- 大阪府及び近隣市との連携
 - ・大阪府広域緊急交通路沿道建築物の耐震化
- 大阪建築物震災対策推進協議会との連携
- 関係団体との連携
- 自治会、地域協働協議会等との連携

■ 第4章 その他関連施策の促進

- 居住空間の安全性の確保
 - ・家具の転倒防止の促進
 - ・防災ベッドや耐震テーブルの活用
 - ・感震ブレーカーの設置
- 防災マップの活用
- 非構造部材の安全対策
 - ・ブロック塀の安全対策
 - ・ガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の脱落防止対策
 - ・エレベーターの閉じ込め防止対策

お問い合わせ
まちづくり指導課（市役所本館3階）
寝屋川市本町1番1号 ☎072-824-1181(代)